

第六十二回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 高橋 英吉君
理事 大村 襄治君 理事 鍛冶 良作君
理事 進藤 一馬君 理事 田中伊三次君
理事 永田 亮一君 理事 畑 和君
理事 佐々木良作君
植木庚子郎君 大竹 太郎君
木野 晴夫君 千葉 三郎君
中馬 辰猪君 中垣 國男君
中村 梅吉君 濱野 清吾君
松野 幸泰君 村上 勇君
山手 満男君 猪俣 浩三君
神近 市子君 栗林 三郎君
黒田 寿男君 河野 密君
柳田 秀一君 西村 榮一君
山田 太郎君 松本 善明君

昭和四十四年十二月一日(月曜日)
午後零時二十五分開議

出席委員
委員長 高橋 英吉君
理事 大村 襄治君 理事 鍛冶 良作君
理事 進藤 一馬君 理事 田中伊三次君
理事 畑 和君
大石 八治君 大竹 太郎君
亀山 孝一君 木野 晴夫君
塩川正十郎君 竹下 登君
濱野 清吾君 細田 吉蔵君
松野 幸泰君 猪俣 浩三君
中谷 鉄也君 阿澤 完治君
山田 太郎君 松本 善明君
出席國務大臣
法務大臣 西郷吉之助君

出席政府委員
法務大臣官房長 辻 辰三郎君
委員外の出席者
法務大臣官房司 影山 勇君
法制調査部長 岸 盛一君
最高裁判所事務 矢崎 憲正君
最高裁判所事務 局長 福山 忠義君
総局人事局長 門 員

十二月一日
委員千葉三郎君、中馬辰猪君、中垣國男君、中村梅吉君、山手満男君、栗林三郎君及び西村榮一君辭任につき、その補欠として亀山孝一君、竹下登君、大石八治君、塩川正十郎君、細田吉蔵君、中谷鉄也君及び阿澤完治君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大石八治君、亀山孝一君、塩川正十郎君、竹下登君、細田吉蔵君、中谷鉄也君及び阿澤完治君辭任につき、その補欠として中垣國男君、千葉三郎君、中村梅吉君、中馬辰猪君、山手満男君、栗林三郎君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。
おはかりいたします。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○高橋委員長 本日付託になりました内閣提出の裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)は、

別表

法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十六万五千円」を「三十万円」に改める。
別表を次のように改める。

別表		報酬月額額
区	分	
最高裁判所長官		六五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		四七〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		三七〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		三三〇、〇〇〇円
一	号	二八五、〇〇〇円
二	号	二六〇、〇〇〇円
三	号	二四〇、〇〇〇円

判 事 補													判 事				
一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二〇九、〇〇〇円	四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一二八、九〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円	二〇九、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

簡易裁判所判事

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号
四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一一八、九〇〇円	一二五、九〇〇円	一五五、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円

正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「裁判官の報酬等に関する法律

等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第百八号。以下「昭和四十三年改正法」という。）を「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年改正法」という。）に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「二十分の三」を「二十分の九」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年改正法」を「昭和四十四年改正法」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「五分の一」を「五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四七〇、〇〇〇円
次 長 検 事	三一〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	三一〇、〇〇〇円
その他の検事長	三一〇、〇〇〇円

検

事

一 号	二八五、〇〇〇円
二 号	二六〇、〇〇〇円
三 号	二四〇、〇〇〇円
四 号	二〇九、〇〇〇円
五 号	一八四、〇〇〇円
六 号	一六八、〇〇〇円
七 号	一五五、〇〇〇円
八 号	一四〇、〇〇〇円
九 号	一一八、九〇〇円
十 号	一〇五、五〇〇円
十一 号	九五、七〇〇円
十二 号	八七、五〇〇円
十三 号	七九、六〇〇円
十四 号	七四、一〇〇円
十五 号	六八、三〇〇円
十六 号	六四、七〇〇円
十七 号	五七、四〇〇円
十八 号	五四、二〇〇円

副 検 事																	十九号	二十号
十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号			
四〇、〇〇〇円	四三、一〇〇円	四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一一八、九〇〇円	一二五、九〇〇円	一五五、〇〇〇円	四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百九号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第百九号。以下「昭和四十四年改正法」という。)」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「二十分の三」を「二十分の九」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年改正法」を「昭和四十四年改正法」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「五分の一」を「五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

す。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋委員長 ます、両案について政府に提案理由の説明を求めます。西郷法務大臣。

○西郷国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

以下簡単に改正の内容を御説明いたします。

最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給につきましては、これに対応する特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬及び検察官の俸給につきましても、おおむね、その額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

なお、今回の改定に伴い、昭和四十二年の改正法においてとられた暫定手当の報酬または俸給の月額への繰り入れの措置を引き続き行なうため、昨年の改正法の場合と同様に所要の改正を加えることとしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、いずれも昭和四十四年六月一日にさかのぼって適用することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○高橋委員長 これより両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

この際、申し上げますが、先ほどの理事会の申し合わせにより、質疑は一人五分程度にお願いいたします。田中伊三次君。

○田中(伊)委員 法務省並びに最高裁の両当局に御決意を伺っておきたいと思ひます。

それは、おおよそ人事院の給与に関する勧告なるものは完全実施をすべきものと考えます。しかるところ、今回のこの法案についても完全実施には至っていない。今回並びに将来は完全実施に關してどういふ見解をお持ちになるか。両当局の御見解を承っておきたいと思ひます。

○西郷国務大臣 ただいま田中委員より仰せのとおり、人事院の勧告は尊重しなければなりません。が、今回の完全実施になっておりません。次回等からはすみやかに完全実施にいたしたいという強い熱意を持っております。

○矢崎最高裁判所長官代理者 人事院勧告の完全実施につきましては、従来担当の各方面にお願いしてまいりましたところでございますが、ただいま田中委員からありがたい御発言がございました。ぜひとも完全実施が実現されますよう、この席であらためてお願い申し上げます。

○田中(伊)委員 終わります。

○高橋委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 次のような点について質疑をいたしたいと思ひます。

従来、本法案については特に詳細な審議が常々行なわれてまいりました。さらに最高裁については事務総長の出席がありまして、事務総長のほうから本法案についての質疑に答える、こういうことが委員会において行なわれておったと思ひますが、最も大事なこの法案の審議にあつて御出席がない。これは一体どういふことなんだろうか。これらについてまず第一点、私はお聞きをいたしたい。

次に、特に私は最高裁判所にお尋ねをいたしたいと思ひます。

いわゆる裁判所の職員に対してリボンをつけるのはいけないとか、あるいは庁舎管理規程を制定するとか、そのような組合活動に対するはなはだ好ましくない強圧が行なわれておる。しかも、本委員会において野党委員が特に委員会の開催を求めて、司法権の独立のためにぜひともこの問題は国民の前に明らかにいたしたい、こういうふうな考えたいわゆる平賀書問問題等については、ついに委員会の開催を見るに至らなかった。これらの問題について、司法権の独立というものを守っていくことについての最高裁の見解を、私は最後にひとつあらためて承りたいということ。

それから、例年すでに繰り返して指摘されていくところでありまして、この法案の給与に關する考え方は、相変わらず上厚下薄であること、さらにまた多数職種をかかえておる——いわゆる下積みの方、ボーラー等の職種、こういうふうな人たちに對する給与が頭打ちになっているという事実、これらの問題について、先ほど与党の田中委員のほうから質問がありましたが、特に私は最高裁にお尋ねをいたしたい。完全実施をすべきである、それが好ましいんだという与党委員である田中委員の質問に対して、ありがたい御質問をいただいたなどというふうな答弁を、もしされるならば、特に最高裁においては二重予算請求権の行使、こういうことが可能なんだから、なぜ二重予算請求権の行使をしなかったのか。これらの問題について、例年繰り返し主張している点でありまして、あらためて見解を承らなければなりません。これらの問題について、ありがたい御質問をいただいたというふうなことで、結局このような完全実施をされない状態の中でこの法案を通す、こういうふうな考え方にはつきわめて遺憾であるし、納得ができません。これらの点についてお尋ねをいたしたい。

法務大臣に最後に一言御答弁をいただきたいと思ひますけれども、この法案を通じて私は法務大臣の口からも、司法権の独立というもののについて現在ではなほ憂慮すべき状態にあると思ひけれども、一体どういふふうな大臣のお考えになるか、これらの点についてお答えをいただきたい。

以上であります。

○矢崎最高裁判所長官代理者 事務総長約束がございまして、ただいま済みまして、急遽こちらからはへ参つておる最中でございます。

そこで庁舎管理規程、リボン闘争についての御発言でございますが、これにつきましては、裁判官会議でも十分に検討された上でのごときでございます。さよう御了承いただきたいと存じます。

なお、人事院勧告の完全実施について、二重予算をしないのは不届きではないかという御発言でございます。あるいはそういう御意見もあらうかと存じますけれども、裁判官あるいは裁判所職員の俸給はすべて全体の国家公務員の給与と互いに相並んでおるわけでございます。裁判所職員にない裁判官についてだけ、これを国会で二重予算の線を持ち出して強く主張するということはいかがかと思われまして、二重予算の線は控えておるわけでございます。

○西郷国務大臣 お尋ねの司法権の独立ということとは、言うまでもなく極めて大事なことでございまして、今後とも私どもといたしまして、

司法権の独立のために全力をあげてまいりたいと思ひます。

○高橋委員長 岡澤完治君。

○岡澤委員 本法案の提案理由の説明に、「人事院勧告の趣旨にかながみ」というのがございまして、すでにこの法案の性質等について、質問する側もまた受けていただく側も十分承知の上でございますが、本日、与党の田中委員からも完全実施についての指摘がございました。また第六十国会におきましても本委員会の決議として完全実施を超党派で要望しているわけでございます。また人事院勧告の趣旨というところになれば、完全実施がむしろ当然であらうと思ひます。また本法案の趣旨が、一般政府職員の給与を改善するのにとありまして、一般政府職員は、政府職員の地位と裁判官あるいは検察官の職責とは、憲法上あるいは関係法律上いふん違ひわけでございます。特に裁判官、検察官につきましては、そういう行為はもとより、組合の結成が禁止せられておるという趣旨からいきました場合に、給与関係必ずしも一般職員に準ずる必要はなしに、もう少し強い態度で、ことにこの裁判官、検察官については、完全実施を関係大臣あるいは最高裁判所としては要求される義務がむしろあらうと思ひわけでございますけれども、大臣はそういう努力をなさったのかどうか、あるいは最高裁判所もそういう努力をなさったのかどうかという点をお尋ねいたします。

○西郷国務大臣 仰せのとおり、人事院勧告の完全実施が理想の形態でございます。私どもももちろん今日までの経緯も承知しておりますので、努力をいたしましたが、今回六月以降ということになります。すみやかに完全実施が行なわれますよう今後とも最善の努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいまの仰せのとおりでございます。私どもも十分努力いたしておりますが、なお一そう十分に努力をいたし

して、完全実施の実をあげさせていただきたいと思ひます。

○岡澤委員 最後に、委員長に一点要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

この種の法案は、先ほど中谷委員の指摘もございまして、従来は十分な時間をとって議論を尽くされてきたわけでありまして、国会の特殊事情もあることは重々承知いたしておりますが、給与は金の問題ではありますけれども、また逆にいえば、金の問題が一番大切だという見方も、政府職員あるいは本件の裁判官、検察官の職務の重要性とも結びつく課題だといふふうに私は考えておりまして、十分な議論を尽くすことが前提である。ただし、本委員会の特許事情でこういふふうになつたといふことで、これを前例とされないと、これを委員長として確認していただいた上で私の質問を終わりたいと思ひます。

○高橋委員 御要望承りました。事情が事情ですから、ひとつ御了解いただきたと思ひます。今後は前例としないことにしたいと思ひます。

○岡澤委員 終わります。

○高橋委員 山田太郎君。

○山田(太)委員 法務省並びに最高裁判所にお伺ひいたします。同僚の議員からも質問があつたことではあります。わが党といひましたし、この種の法案は慎重に審議すべきであることは、これは言うまでもないことです。しかし、今回の特殊の事例を例としないということにおいて二点質問をいたします。

当然、人事院勧告は完全実施すべきである、それに対しての法務大臣の先ほどの御答弁の中に、来年は完全実施を目ざして努力する、そういうお話がありました。これに対して、当然のことではあります。大臣としていかに努力するか、できれば具体的な点をつ、二つあげていただければけっこうだと思ひます。

もう一点は、前回の場合も、この改正に際しま

して、本委員会において裁判官、検察官についての独自の給与体系を樹立すべきであるという趣旨の附帯決議がつけられております。これについていかなる努力をしたのか、あわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○西郷国務大臣 人事院勧告の完全実施につきましては、今回完全実施のできなかった原因はいろいろあると思ひますけれども、最大の理由はやはり財源にあると思ひます。しかし、人事院勧告の完全実施はきわめて大事なことでございまして、私も今後とも最善の努力をいたしてまいりたいと思ひます。

なお、第二点のお尋ねの検察官、裁判官等の給与体系の確立といふことは、前々から御要望いただいておりますが、今後懸命の努力をいたしまして、すみやかな実現をはかつてまいりたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま法務大臣からお話のありましたとおりでございます。

○高橋委員 松本善明君。

○松本(善)委員 この人事院勧告、公務員給与の問題といふのは、国民の生活水準にも直接影響を及ぼすという重大な問題であります。それが質を五分といふようなことで、こういう国会で審議をするといふようなことは、これは議會をほんとうに形だけのものにしてしまふものではないかと、根本的に反対であります。そういう制約の中でも質問をしたいと思ひます。

まず、大臣とそれから裁判所にお聞きしたいが、いま十八歳の独身で、人事院勧告でさえも期末手当を除いて月二万一千七百四十四円です。それから三十歳で家族三人で四万六千四百七十四円です。東京では部屋代がどんなに安くても七千四百くらいかかる。二万一千円で七千円の住居費を払つて一体憲法でいう健康で文化的な生活ができると思ひます。どうか、この点について大臣と裁判所の見解を聞きたいと思ひます。

○西郷国務大臣 御指摘のとおり、職員の給与

が十分でないといふことは私もよくわかつておりますので、今後とも完全実施の線に向かいまして最善の努力をいたしたいと思ひます。

○松本(善)委員 憲法でいう健康で文化的な生活ができると思ひます。どうか、この点について質問であります。人事院勧告の完全実施の問題については、すでに前に答へられたのを知つております。この人事院勧告でさえいま私が言った数字であります。健康で文化的な生活がそれでできると考えているのかどうかという点にお答えをいただきた

い。

○西郷国務大臣 お尋ねの点につきましては、いろいろ見方もあると思ひます。現在の経済状況等から見まして、十分とは考えておりません。

○松本(善)委員 健康で文化的な生活はできないといふことですか。はつきり答へてもらいたいと思ひます。

○西郷国務大臣 お尋ねでございますが、給与についてはいろいろ考え方もあると思ひます。いまお尋ねのごとく、どうかという点は、現在の状況では十分目的を達し得ないだろうといふふうに考えております。

○松本(善)委員 裁判所、いまの点について明確に答へてもらいたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判所職員の給与の改正については、鋭意努力するつもりでございます。松本委員のいまの御発言は、要するにあまり低過ぎるじゃないか、こういうことについてだと思ひます。これらも鋭意努力いたしまして、改善に極力つとめたいと思ひます。

○松本(善)委員 両方とも正確に答へてないです。やはり正確に答へるべきだと思ひます。憲法でいう健康で文化的な生活がこれでできると考えているのかどうか。それには答へられないなら答へられないとはつきりおっしゃつたらどうですか。明確にもう一度その点について、答へられないなら答へられないと答へてもらいたい。大臣と裁判所にもう一回聞きます。

○西郷国務大臣 三回の繰り返しの御質問でございます。文化的、健康的という二点からの重ねての御質問でございますが、その目的を達するにはそれで十分とは考えておりません。

○矢崎最高裁判所長官代理者 松本委員も御承知と存じますけれども、憲法解釈についてこの席上で最高裁判所の一員がお答えすることは、法律解釈としての発言はむしろ正しいと思ひます。

○松本(善)委員 そういふお答えならもう一度お聞きしますが、プレートの禁止通達を裁判所はお出しになった。それは国公法に違反するといふ法律解釈を含んでゐる。それは最高裁の裁判官會議を経てゐるということになれば、司法の判断を含むといふことになる、そういうことになりませんか。それと同じ憲法判断をあなたはこの場で言えない。それなら最高裁がプレートの禁止通達を出したといふことは、最高裁がそういう司法判断を事前にしたといふことにならぬかどうか、それについてお答えを願ひたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいまの問題は、裁判所の職員の服務規律の問題でございます。裁判所の職員の服務規律につきましては、最高裁判所も裁判官會議で当然なし得ることとてございまして、憲法解釈とかそういうことはまた別問題だと思ひます。

○松本(善)委員 それでは下級裁判所を拘束しませんか。この判断は下級裁判所を拘束しないかどうか、その点について聞きたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 現実の服務の面で、もちろんその通達は管理者に指針を与えるといふことは間違いないと存じます。

○松本(善)委員 私の言うのは、下級裁判所の司法判断を拘束しないかといふことです。

○矢崎最高裁判所長官代理者 先ほどから申し上げておりますように、裁判所の職員の服務の面でこれは当然拘束するといふことは間違いないと存じます。

○高橋委員 松本君ちよつと……。そういうい

まのような質問は、最高の非常にもずかしい深刻な問題だから、今度お互いに当選してきてから、次の国会であらためてやることにして、きょうは直接給与に関するだけで五分というところになつておるのが七分くらいになつたし、予鈴がなつておるからひとつ……。

○松本(善)委員 きわめて不満であるけれども、きょうはやめます。

○高橋委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶良作君 先ほど来議論がありましたとおり、人事院勧告のとおり実施せられることは理想ではございますが、財政当局のふところ勘定でございますから、やっぱりこれを無視するわけにはいきません。

そこで、財政当局としてはできるだけのこととせられたもの、また法務当局及び最高裁においても、できるだけやられたが、そのぎりぎりのところでこれだけのことができたものと考えますので、この点をもつて本日は満足せざるを得ないと考えます。

ことに、年末を控えて、本日これが決定せられることは、これを受ける人にとってはまことにけつこうなことだと考えますので、本件に対して絶対の賛成をいたします。(拍手)

○高橋委員長 畑和君。

○畑和君 社会党は反対。

その理由は、まず、先ほど言われた人事院勧告に反している。実施時期、それがいまだでずいぶん毎年毎年そのとりにやられていない。だんだん狭まってきたけれども、もういいところじゃないか。日本も経済成長が世界で二位になつたさうだから、もうこの辺で完全実施をすべきだ。われわれは、人事院勧告の類自体にも不満で

ある。いわんやそれを完全実施していない。しかも、こういつた高度経済成長を続けておる日本で、民間をも含めてさういつた給与の一番もとなるんだから、さういふ点でもっと給与をふやすべきだという観点から反対します。

そしてまた、厚薄の点につきましても、上のほうをもう少し少なくしても下のほうをもっとふやすべきだといふことの考え、それと、裁判官、検察官等の特殊な事情がある。したがって、これから特に最高裁も大いに主張して給与体系を少し変えるべきだ。裁判官は最後まで、定年で終わるまで裁判稼業をしなければならぬ。さういつたほかの役所と違い関係もあるもので、その辺をもっともつと考へて、もつと胸を張って大いに大蔵方面にも、また法務省のほうにもこれを代弁してやらなくちゃいかぬ、かように考えます。さらに検察官についても同様のことが言えると思ひます。

さういふ意味で反対であります。(拍手)

○高橋委員長 岡澤君。

○岡澤委員 民主党は、本法律案に反対をいたします。

それは、裁判官、検察官の職責の特殊性、あるいはまた人事院勧告の制度の趣旨からいいますと、少くとも人事院勧告どおり適用されるのが当然でありまして、その意味で、本法律案が六月一日にしかさかのぼつておらない点を含めまして、反対の趣旨を明らかにいたしたいと思ひます。

ことに、最近の検察官、裁判官志望者が非常に少ない。司法修習生でその職に対する希望者が少ないといふことの理由の一つに、やはり給与の問題があるといふことはいふまでもないと思ひます。私は、さういつた裁判が乱れるときは国が減じるということを発言したことがございますけれども、優秀な裁判官、検察官を得るといふことは国家的な見地からもきわめて重要な課題だと思ひます。さういふ意味からも、この給与の問題につきま

しては、他のこと以上に特別の配慮がなされてしかるべきだといふ趣旨から、人事院勧告すら完全に守らない本法律案については反対をいたします。

以上であります。

○高橋委員長 山田君。

○山田(太)委員 公明党は、本法案に対して反対であります。

その理由は、人事院勧告の完全実施がなされていない。次には上厚下薄であるという点。第三番目には、前回の附帯決議である裁判官、検察官の給与体系を独自にする、司法権の独立の立場からこれを十分考慮した具体的措置が講ぜらるべきである。それがなされてない。

以上三つの点等から反対であります。

以上で終わります。

○高橋委員長 松本君。

○松本(善)委員 日本共産党を代表いたしましたし、反対の討論をいたします。

第一は、このよう重要な法案審議がこういう形でそくさくやられるということは、議会制民主主義の根本的な否定であります。第六十一国会において、この点については各党ともこのようなり方はいけないといふことをはっきり言つたにもかかわらず、再びこの国会においてこのような事態が起こつたといふことについて、私どもは絶対に反対であります。国会を否定するやり方であるといふことを強調したいと思ひます。

第二に、この公務員給与の実態は、先ほども大臣自身が健康で文化的な生活はできないといふ趣旨の答をいたしましたように、また裁判所はこれについて答をしなかつたようにきわめて低いもので、公務員の要求にもちろん応じてないもの、しかもこの要求に應じてない人事院勧告すら完全実施をしない、このようなやり方には絶対に反対であります。

第三に、この給与の体系が上厚下薄である。上に厚く下に薄い。これはもう極端なものである。

下では魚を食ふことすらめつたにできないという状態になつておる、さういふ事態をわれわれは絶対に許すわけにはいかない。

第四は、特に裁判所がこの問題について労働組合の運動を押えておる。プレートをつけることすら禁止しておるという態度をとりながら、一方で労働者の団結権、諸権利を圧迫し、さうしてみずからのなすべきこともやっていない。さういふような態度で公務員の給与がきめられることには私は絶対に反対であります。

以上四点をあげまして、反対の理由をいたします。

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

右両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よつて、両案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

(拍手)

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和四十四年十二月八日印刷

昭和四十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局